

第25号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。